

第3章 社会の理解

社会保障制度や保険の細かな仕組みに、普段触れることがなかなかない、現場中心の介護職にとっては、非常に苦手な科目ではないかと推測される。介護保険、医療保険とも社会保障全体から見ればサービスの一つにすぎない。それ以外の社会保障サービスはどうなっているのか？俯瞰的に社会保障制度を捉えておこう！

ポイントは次のとおりだ！

- ・福祉の歴史
- ・現在の社会のありかた
- ・社会保障制度
- ・年金制度
- ・医療保険制度
- ・介護保険制度
- ・地域支援事業
- ・障害者福祉
- ・障害者総合支援法
- ・成年後見制度
- ・個人情報保護法
- ・虐待防止（高齢者・障害者）
- ・日常生活自立支援事業
- ・生活保護



福祉の歴史

戦後の福祉制度の流れを確認しておく。「福祉の対象者」がどう変わっていったのかに注目。

- ・1946年～福祉三法「生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法」
被災者、戦災孤児、傷痍軍人といった、第二次世界大戦後による被災者を対象とした法律。
- ・1960年～福祉六法「精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法」
- ・1961年—国民皆年金・国民皆保険制度
高度成長期を迎えつつあった日本、社会保障を支える資本力も高まり、社会保障の対象が「国民全員」となる。

- ・1973年「福祉元年」と呼ばれた。老人医療費無料制度の創設、健康保険料の被扶養者の給付率の引き上げ、高額医療費制度の導入、年金給付水準の大幅引き上げなど、社会保障制度が大きく拡充された。背景には1964年東京オリンピック・1970年大阪万博など右肩上がりの経済成長がある。
- ・1982年—老人保健法制定により老人医療費無料化廃止。なぜ急に施策の方向性が変わったのか？それは1973年に起こったオイルショック、つまり世界規模での大きな不景気により、制度が180度転換したことになる。
時代の流れを見ると、経済成長によっていかに福祉施策が影響されやすいかということが分かる。

☆年号ではなく、年代ごとにどのような特徴があるかを押さえておこう。

現在の社会のありかた

○地域包括ケアシステム—2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援体制を作っていく、という取り組み。

○地域共生社会—制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという社会を目指している。

○一億総活躍社会—①少子高齢化という日本の構造的な問題について、正面から取り組むことで歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持する。②一人ひとりの日本人誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送ることができる。この2つを目標とした社会のこと。

このようなVISIONから分かることは、「専門分野ごとに」「対象者ごとに」「支援する側・される側」といった縦割りや区別ではなく、境目のない、まさに「包括的な総合的な」支援体制が現代社会には求められていることになる。

☆キーワードは「包括的」・「総合的」など、境目のないことを表す言葉。

社会保障制度

社会保障制度は大きく4つに分類することができる。

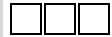
○社会保険—年金、医療、介護、雇用、労働者災害補償。

リスクに備えて、事前に雇用者もしくは雇用主、あるいは両者が社会的供出をすることによって、保険によるカバーを受ける仕組み。

○社会福祉—障害者、高齢者、児童、母子及び父子並びに寡婦福祉。

社会生活を送る上でハンディキャップを背負った人々に対するの支援。

<p>○公的扶助—生活保護。つまり、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度のこと。</p> <p>○保健医療・公衆衛生—人々が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度。</p> <p>☆以上の4分類をチェックしよう。</p>
<p>年金制度</p> <p>○第1号被保険者：20歳以上60歳未満の日本国内に住所を有する者で、第2号被保険者、第3号被保険者でない者（例：自営業者、学生など）。</p> <p>○第2号被保険者：厚生年金の被保険者（例：サラリーマン、公務員など）。</p> <p>○第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者（例：サラリーマンや公務員などに扶養されている配偶者）。</p> <p>☆対象者＝被保険者は誰か？を押さえておこう。</p>
<p>医療保険</p> <p>○職域保険—政府管掌健康保険（運営主体は全国健康保険協会）、組合管掌健康保険、共済等。職種によって分類されている。</p> <p>○地域保険—国民健康保険（市町村が主体だが、財政運営の責任主体は都道府県）。</p> <p>○後期高齢者医療制度—75歳以上の高齢者を被保険者とする医療制度。保険者は都道府県ごとの広域連合。</p> <p>世代によって医療費の自己負担割合が異なることも押さえておこう。</p> <p>○年齢によって→0～6歳→2割、6～69歳→3割、70～74歳→2割（*現役並み所得は3割）。75歳以上 所得によって→1割（現役並み所得は3割、一定以上の所得者は2割）。</p>
<p>介護保険制度</p> <p>○保険者—市町村及び特別区、広域連合。</p> <p>○被保険者—第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者+16種類特定疾病）。</p> <p>○介護認定審査会—介護サービスを利用するために必要な要介護認定の結果を判定する機関。保健、医療、福祉に関する学識経験者で構成され、各市町村に設置されている。一次判定と呼ばれるコンピュータによる判定の結果と、主治医意見書や認定調査の特記事項などをもとに、二次判定と呼ばれる審査を行う。この二次判定で審査判定を行うのが介護認定審査会。審査結果は、要介護状態や要支援状態にあるかどうか、あるとすればどの程度かを示す「要介護度」によって表さ</p>



社会保障に関して、適切なものを1つ選べ。

- 1 国民健康保険は地域保険の1つである。
- 2 後期高齢者医療制度の保険者は市町村である。
- 3 後期高齢者の自己負担割合は全世代同じである。
- 4 組合管掌健康保険は都道府県が運営している。
- 5 介護保険は20歳から保険料を支払う。

5

人間と社会

社会の理解

1

- 1 ○
地域保険の1つである
- 2 ×
保険者は都道府県ごとの広域連合である
- 3 ×
所得によって異なる
- 4 ×
企業の組合が運営している
- 5 ×
40歳から支払う



☆ここだけは！
・医療保険の種類